

(令和4年3月29日 庁議)

部等名 産業労働部

件名	「第11次山梨県職業能力開発計画」の策定について（協議）
経緯	<p>○趣旨 職業能力開発促進法に基づき、本県の職業能力開発に関する基本となるべき計画として、「第11次山梨県職業能力開発計画」を策定する。</p> <p>○経過 令和4年1月27日 山梨県職業能力開発審議会で計画の答申案について検討 令和4年2月24日 山梨県職業能力開発審議会から県に対して計画の答申</p> <p>○県民意見提出制度実施要綱に基づき、「第11次山梨県職業能力開発計画」（素案）について意見を募集した。 【募集期間】 令和4年3月2日（水）～3月16日（水）（15日間）</p>
内容	<p>○パブリックコメントの結果 意見の件数 0件</p> <p>○意見募集の結果を踏まえ、「第11次山梨県職業能力開発計画」を別添のとおり策定し、県民に公表する。</p>

第11次山梨県職業能力開発計画の概要

第1章 基本的な事項

1 計画策定の趣旨

- 本県産業を支える人材の育成と、多様な人材の活躍を促進するため、職業能力開発に関する基本的方向性を示すもの。
- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションの加速化など、環境の変化を踏まえ、職業能力開発施策の基本的方向を定める。

2 計画の位置づけ

- 職業能力開発促進法第7条第1項に基づく、本県の職業能力の開発に関する基本となる計画
- 総合計画（R1～R4年度）の部門計画

3 計画に定める事項

- 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

4 計画の期間

- 令和3年度から令和8年度までの6年間

第2章 今後の方向性と基本的施策

今後の方向性

産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進

労働者の自律的・主体的なキャリア形成の推進

全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進

技能継承の推進

基本的施策

- 幅広いニーズに対応できるIT人材の育成
- 新たな事業分野に対応できる専門人材の育成
- 産業技術短期大学校・峡南高等技術専門校の充実強化

- 職業人生の長期化に対応する労働者のキャリア形成の支援
- 企業ニーズに迅速に対応できるオーダーメイド訓練の提供
- 事業主がその雇用する労働者へ行う職業訓練への支援

- 離転職者訓練（子育て世代、若者、中高年、外国人・就職氷河期向け訓練）
- 障害者訓練（委託訓練、施設内訓練、職業能力検定等、雇用の促進）
- 産学官の連携による技術系人材の育成・確保
- ものづくりインターンシップの推進

- 技能検定制度の普及
- 高度な技能の継承
- 小・中・高校生に対する「ものづくり意識」の醸成
- 技能尊重気運高揚（技能者表彰・技能競技大会）等

第3章 実施目標

指標

- 情報系分野委託訓練受講者数
- 新しい産業分野参入のための人材育成数
- 職業能力開発校等就職率

- 在職者訓練受講者数
- 認定職業訓練実施団体・企業数

- 離職者等再就職訓練就職率
- 障害者委託訓練就職率
- 障害者職業能力検定受検者数
- 地域産業リーダー養成教育プログラム終了者数
- 工業系高校生県内就職率

- 技能検定受検者数
- 山梨のものづくり魅力発見事業におけるものづくりへの興味度

資料編

1 人口推移

- (1) 山梨県の総人口の推移と将来推計

2 経済産業動向

- (1) 県内総生産（名目）及び一人当たりの県民所得(2) 県内及び国内総生産の産業別構成比(3) 主な産業大分類別事業所数・従業者数

3 雇用情勢

- (1) 有効求人倍率の推移(2) 非正規雇用労働者割合の推移(3) 女性の就業状況(4) 障害者の就業状況(5) 高齢者の就業状況(6) 外国人労働者の状況

4 産業技術短期大学校学科・カリキュラム編成調査

- (1) 技能検定関係(2) 今後重要となるスキル(3) 新たな事業の拡大を予定している分野(4) 新たな事業の拡大のための人材の確保方法(5) 正規労働者を確保する際に重視する項目(6) 産短大を卒業した外国人の採用について(7) 就職氷河期世代の採用(8) 在職者訓練について

5 職業能力開発の状況

- (1) 公共職業訓練機関